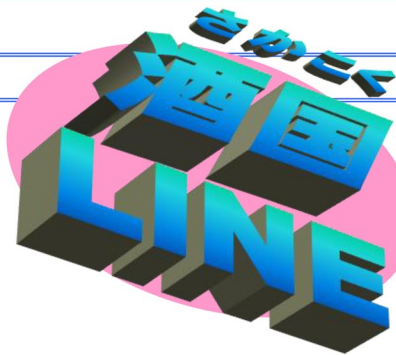


# 特殊車両の指導・取締りを実施



9月9日(木)に菅里検測所(国道7号遊佐町菅里地内)において、酒田河川国道事務所、酒田警察署と合同で特殊車両の指導・取締りを行いました。

違法に大きさや重さがオーバーした大型車両は、**道路を傷める大きな原因**となり、また**重大事故**にもつながり大変危険です。

道路を通行する際、定められた重さ・長さ・高さ・幅を1つでも超える車両は「**特殊車両通行許可**」が必要です。

特殊車両の指導・取締りは、この通行許可制度の普及啓発と違反車両に対する是正指導を行うため定期的に実施しています。

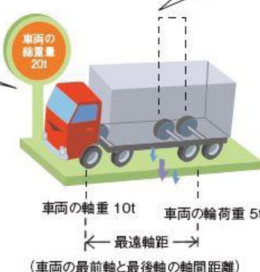
## 特殊車両とは??

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を次のとおり定めています。このいずれかの最高限度を超える車両のことを「**特殊車両**」といいます。

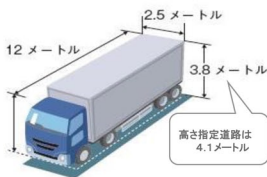
### 車両の総重量・軸重・隣接軸重および輪荷重

- 18.0t: 隣り合う車軸の軸距が1.8m未満
- 19.0t: 隣り合う車軸の軸距が1.3m以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5t以下
- 20.0t: 隣り合う車軸の軸距が1.8m以上

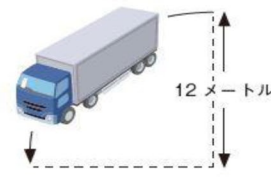
高速自動車国道および重さ指定道路は25.0t



### 車両の幅・長さ・高さ



### 車両の最小回転半径



トラックの大きさ(長さ・幅・高さ)を計ります。  
\*写真は、長さ計測の様子です。



マットスケール(重量計)でトラックの重さを車軸ごとに計ります。

**ルールを守ることは、道路を守り、命を守ることにもなります。**

国道7号 酒田市・遊佐町、47号 酒田市・庄内町に関するお問い合わせは、

国土交通省 酒田国道維持出張所 までお願いします。

住所: 酒田市豊里字南沼田ノ上11-3

TEL: 0234-34-2331

ホームページURL: <https://www.thr.mlit.go.jp/sakata/>

※写真・個人名を本紙に掲載することについては、皆様から了承を得ています。

令和 3年 10月 12日 発行

国土交通省東北地方整備局

酒田河川国道事務所

酒田国道維持出張所

